

平成26年度 第3回

府中市都市計画審議会議事録

平成26年10月9日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成26年10月9日(木)午後2時00分

府中市役所西庁舎3階第3・4委員会室

日程第1 第1号議案 多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更に伴う市の意見

日程第2 その他

午後 2 時 0 0 分開会

【楠本計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申しあげます。

【深美都市整備部まちづくり担当参事】 改めまして、委員の皆様、こんにちは。都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。本日はお忙しい中、当審議会のほうにご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日ご審議いただく案件でございますが、東京都におきまして策定されます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、1件でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申しあげまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

【楠本計画課長】 それでは、ご審議いただく前に、学識経験のある者として、府中市都市計画審議会委員に委嘱されておりました前委員に代わり、委員が10月1日付けで府中市都市計画審議会委員に委嘱されましたので、ご報告いたします。

それでは、会長、よろしく願います。

【議長】 では、これより府中市都市計画審議会を進めていきたいと思えます。

ただいま事務局から報告がありましたように、新たに委員が府中市都市計画審議会委員に委嘱されましたので、委員より、一言ご挨拶を願いたいと思えます。よろしく願います。

【委員】 農業委員会の会長を務めております です。どうかよろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、会議を開催するにあたりまして、本日の出欠状況でございますが、本日は委員会の委員全員お揃いです。本日の会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますので、これから進めていきたいと思えます。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思えます。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものと規定されておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、本日の議事録への署名につきましては、議席番号12番、 委員、議席番号13番、 委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

本日の審議会を開催するにあたりまして、傍聴希望者が1名ございます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということで、傍聴者の入室まで、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(傍聴人入室)

【議長】 それでは議事日程に従いまして、日程第1、第1号議案、多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方

針の変更に伴う市の意見を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【塩澤計画課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、平成26年8月1日付で東京都から計画案について意見照会がございましたので、お諮りするものでございます。計画案の説明をさせていただく前に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要、変更の要点につきましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、東京都が決定する都市計画で、広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるマスタープランであり、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものです。なお、本都市計画は、東京都圏全体を視野に入れ、50年先を展望している東京の都市づくりビジョンを踏まえ、施策誘導型の都市づくりを推進するため、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定するものとなっております。

こちらは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけを示す体系図でございます。こちらに示すとおり、市町村が定める都市計画マスタープランや個別の都市計画は、この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して決定することとなっております。

ります。また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に続いて改定が予定されております東京都が定める都市再開発の方針や住宅市街地の開発整備の方針とも整合を図ることとなっております。

続きまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定めるものでございますが、大きく3点ございます。

1つ目に東京都が目指すべき将来像、2つ目に区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針、3つ目に主要な都市計画の決定の方針となっております。

1つ目に東京が目指すべき将来像について定めます。

東京の都市構造として、環状メガロポリス構造の実現と集約型の地域構造への再編を掲げております。また、ゾーンごとの将来像として、センターコア再生ゾーン、核都市広域連携ゾーンなど、都市づくりビジョンで示す5つのゾーン区分に従い将来像を掲げるものでございます。なお、本市につきましては、核都市広域連携ゾーンに位置しており、特色のある地域について、それぞれの将来像を詳細に記載しております。

2つ目に区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針について定めます。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きのことでございます。こちらにつきましては、本市を含む多摩部において原則として現在の区域区分を変更しないこととしております。

3つ目に、主要な都市計画の決定の方針について定めます。

東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画につ

いて、土地利用、都市施設、市街地開発事業など種別の7つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や各種制度の活用方針などを定めております。

具体的な方針の例といたしまして、1土地利用では、主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示しています。2都市施設では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針を示しています。3市街地開発事業では、主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を示しています。4都市防災では、災害に強い都市の形成などに関する方針を示しています。5都市の低炭素化では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を示しています。6自然的環境では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針を示しています。7都市景観では、風格のある景観の形成、水辺の緑と調和した景観の形成などに関する方針を示しています。

以上が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要についてのご説明になります。

このように都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、東京が目指すべき将来像と、その実現のための都市づくりを都市計画法の体系に位置づけるものでございます。

続きまして、本件の変更に係る要点をご説明させていただきます。現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成27年を目標年次として、平成16年4月に東京都にて策定されたものでございます。今回の改定は、現行計画の目標年次を迎えるにあたり、平成21年度に改定された東京の都市づくりビジョン

のうち都市計画に関する事項を反映させるとともに、様々な関連計画等との整合を図り、人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ、世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、策定当時から今日に至るまでの社会経済情勢の変化を取り入れるものでございます。

また、府中都市計画区域を含む多摩部19都市計画区域につきましては、これまで個別の都市計画区域ごとに本計画が策定されておりましたが、今回の改定にあたり、広域的な都市の一体性を確保するため多摩部19都市計画区域における一体の計画として変更されることとなります。以上が変更の要点についてのご説明となります。

それでは計画案につきまして担当よりご説明させていただきます。

【酒井計画課都市計画担当主査】 それでは多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う計画案につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、本日机上に配付しております資料を用いまして、本都市計画の構成における変更点についてご説明させていただきます。

現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、府中都市計画のほか多摩部の18の都市計画区域ごとに定めていたものが、今回の変更において1つの都市計画として集約され、府中都市計画を含む多摩部19都市計画一体の計画として策定されることとなります。それではお手元のA3版の資料をご覧ください。こちらは本都市計画の構成を示す新旧対照表となっております。

変更前の都市計画につきましては、資料左側に示すとおり、第1に都市計画の目標、第2に区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針、第3に主要な都市計画の決定の方針を、それぞれ定める構成となっております。

これを今回の変更に伴い資料右側に示すとおり、第1に改定の基本的な考え方、第2に東京が目指すべき将来像、第3に区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針、第4に主要な都市計画の決定の方針、巻末に特色ある地域の将来像を定める構成となります。

各項に定める事項の内容については、色分けで示すとおり対応するものとなっております。変更前の第1、都市計画の目標のうち、青色で示しております1の基本的事項と2の都市づくりの目標と基本理念が、変更後の第1に定める改定の基本的な考え方に、紫色で示しております3の東京が目指すべき広域的な都市の将来像が、変更後の第2に定める東京が目指すべき将来像に、緑色で示しております4の府中都市計画区域の都市の将来像が、変更後の特色ある地域の将来像に、赤色で示しております第2の区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針が、変更後の第3の項目に、それぞれ対応するものとなっております。また、橙色で示しております主要な都市計画の決定の方針につきましては、記載のとおり内部の構成が見直されております。

以上が今回の変更に伴う構成の変更点についてのご説明となります。

次に、計画案の内容及び本市の位置づけについて、事前に送付しております議案書を用いましてご説明させていただきます。

初めに、第 1、改定の本的な考え方についてご説明いたします。
議案書の 1 ページをご覧ください。

第 1 の改定の基本的な考え方では、本都市計画の基本的事項について整理し、基本理念及び基本戦略について定めております。

1 の基本的事項では、本計画の法的位置づけや、改定に伴い多摩部 19 都市計画として一体の計画とする考え方を整理しております。なお、本計画の目標年次は東京の都市づくりビジョンにあわせ、平成 37 年を目標年次とすることとしております。また、多摩部 19 都市計画区域における各範囲については記載のとおりでございます。

3 ページをご覧ください。

2 の基本理念及び基本戦略につきましては、(1)で本都市計画の基本理念として、都市づくりビジョンで掲げた世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造を掲げております。(2)では、都市づくりビジョンで示す基本戦略や社会経済情勢の変化を踏まえ、国際競争力及び都市活力の強化、広域交通インフラの強化、安全・安心な都市の形成、暮らしやすい生活圏の形成、都市の低炭素化、水と緑の豊かな潤いの創出、

美しい都市空間の創出の以上 7 点を本計画の基本戦略として掲げております。

次に第 2、東京が目指すべき将来像についてご説明させていただきます。5 ページをご覧ください。

第 2、東京が目指すべき将来像では、東京の都市構造、ゾーンごとの将来像について定めております。

1 の東京の都市構造につきましては、変更前の計画に引き続き

東京圏全体の広域的な視点に立った多機能集約型で、かつ環境との共生を目指す都市構造である環状メガロポリス構造の実現を目指すこととしております。また、今回の変更に伴い、東京が人口減少の局面に入ることによる人口構造の変化などを踏まえ、交通結節点などを中心とした市街地集約型の地域構造に再編することを新たに掲げることとしております。

7 ページをご覧ください。

集約型の地域構造への再編を図るにあたって、本市においては、生活拠点として府中駅周辺の地域を、生活中心地として分倍河原駅周辺の地域をそれぞれ位置づけております。なお、生活拠点とは、交通結節点などにおける商業、福祉、文化、教育などの生活機能などの集積により幅広いサービスを提供できる広域的な中心性を備えた拠点を位置づけ、生活中心地とは、特徴ある商店街やコミュニティインフラの整った身近な地域における人々の活動や交流の中心地を位置づけるものでございます。

8 ページをご覧ください。

2 のゾーンごとの将来像につきましては、環状メガロポリス構造の実現に向け、東京圏を東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン、センターコア再生ゾーン、都市環境再生ゾーン、核都市広域連携ゾーン、自然環境保全・活用ゾーンの5つのゾーンに区分し、それぞれの特性と将来像を示しております。このうち本市は核都市広域連携ゾーンに該当しております。

12 ページをご覧ください。

核都市広域連携ゾーンの特性といたしましては、八王子や立川などの核都市を中心に、多様な都市機能が集積しており、丘陵地

などには豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がっております。また、大学や研究機関などが数多く立地し、産学公の連携が進んでいるとともに、消費地への近接性を生かした都市農業も行われるなど、多様な都市機能を持っております。核都市における都市機能の集積、首都圏中央連絡自動車道の整備による都県境を越えた結びつきが進む一方で、高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、居住者の高齢化が進み、活力の低下などが懸念されております。さらに、府中清瀬線などの多摩南北道路の開通やJR中央線、南武線の高架化などにより、多摩地域の交通の円滑化が図られるとともに、沿道地域の利便性や防災性の向上、分断されていた地域の一体化などが進んでおりますが、バスなど地域交通体系の整備や生活圏の利便性の向上が必要な地域を抱えております。ゾーンの将来像といたしましては、こうした特性を踏まえ、活力ある多摩地域拠点の育成、質の高い計画的な住宅地の整備、産学公連携による産業立地の促進、緑地や農地の保全と活用を掲げ、都市機能の向上を図ることとしております。

次に第3区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針についてご説明させていただきます。15ページをご覧ください。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きのことでございます。

(1)の市街化区域及び市街化調整区域の設定の方針につきましては、市街地の無秩序な拡大を抑制するため、原則として現在の区域区分を変更せず、既成市街地の再整備を重点的に行うこととしております。なお、本市における区域区分といたしましては、多摩川の河川区域のみが市街化調整区域となっております。

(2)の市街化区域及び市街化調整区域に配置される概ねの人口及び産業の規模につきましては、東京都総務局による東京都就業者数の予測をもとに、2025年の都市計画区域の将来における概ねの人口と産業の就業構造を記載のとおり想定しており、本市につきましては、人口が減少するとともに各産業の就業構造に変動が生じると想定されております。

19ページをご覧ください。

(3)の市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係につきましては、2025年時点における本市の市街化区域面積に増減はございません。

次に第4主要な都市計画の決定の方針についてご説明させていただきます。20ページをご覧ください。

第4主要な都市計画の決定の方針では、主要な都市計画の決定の方針及び主要な都市施設などの整備目標について定めております。

の主要な都市計画の決定の方針では、資料の20ページから38ページにかけて、本計画案における7つの基本戦略を踏まえ、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針について、7つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や各種制度の活用方針などを定めております。なお、ここで定める、1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、3市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針につきましては、都市計画法第6条の2において、本都市計画で定めることが規定されているもので、そのほかの項目につきましては、東京都が独

自の項目として定めるものとなります。それでは20ページにお戻りください。

初めに、1の土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針では、主要用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示しております。具体的には、用途地域などの見直しについては、原則、地区計画などにより目指すべき将来像を実現する上で必要となるまちづくりのルールを明確にした上で行うことや、都市計画制度の活用による高経年マンションの建て替え推進などを掲げております。

26ページをご覧ください。

2の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針を示しております。具体的には、都市計画道路網の早期完成に向け、都市計画道路の整備方針に基づき、さらに今後の方針改定の考え方も踏まえつつ、計画的・効率的に整備を推進することや、下水道管や主要施設の老朽化対策とあわせて、雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを効率的に図る再構築を推進することなどを掲げております。

次に29ページをご覧ください。

3の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を示しております。具体的には、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトと連携した防災街区整備事業などによる木造住宅密集地域における敷地及び建築物の共同化の促進や、都市開発における地域住民及び企業などが主体となったエリアマネジメントの普

及促進による、まちの魅力や防災性の向上などを掲げております。

30ページをご覧ください。

4の都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針では、災害に強い都市の形成などに関する方針について示しております。具体的には、地震、津波、水害などの自然災害に対する防災対応力を高め、安全な都市を形成し、大規模地震などの発生時においても、首都としての都市機能及び経済活動を維持することや、特定整備路線の整備にあわせた沿道の用途地域の機動的な見直しによる延焼遮断帯の形成の加速などを掲げております。また、近年多発している局地的な集中豪雨などの対応を図るため、東京都豪雨対策基本方針に基づいた河川・下水道整備及び流域対策の着実な実施などについても盛り込まれております。

33ページをご覧ください。

5の都市の低炭素化に関する主要な都市計画の決定の方針では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を示しております。具体的には、核都市や生活拠点における民間都市開発を通じた最先端の省エネ技術や、地域冷暖房施設などの導入・接続の促進、渋滞対策の推進による都市全体でのCO₂排出量の削減について掲げております。

34ページをご覧ください。

6の自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針を示しております。具体的には、緑の骨格の形成や東京の防災機能の強化を図るため都市計画公園・緑地の整備方針に基づき整備を推進することや、特別緑地保全地区または都市計画緑地などの制

度を活用し緑を保全することなどを掲げております。

37ページをご覧ください。

7の都市景観に係る都市計画に関する方針では、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を示しております。具体的には、都市再生の推進とあわせた、風格、潤い、にぎわいのある街並み景観の誘導や、国分寺崖線など東京都の景観構造の骨格となる、自然や地形と調和した景観の誘導などを掲げております。

39ページをご覧ください。

の主要な都市施設などの整備目標では、主要な都市計画の決定の方針を踏まえ、関係機関などと調整を図りながら整備を実施していくものとし、概ね10年以内に整備を予定している事業を表に示しております。なお、地域に根ざした事業については、関係機関と調整を図りながら区市町村マスタープランなどで定めるものとしております。

次に巻末の特色のある地域の将来像についてご説明させていただきます。41ページから記載の特色のある地域の将来像では、多摩部の19の都市計画区域における核都市生活拠点及び生活中心地の将来像を掲げております。ここで示されている内容は、各市町村において策定している土地計画マスタープランの内容と密接にかかわってございまして、市町村の各地域における、まちづくりの方向性に影響のある重要な部分となります。

本市につきましては、49ページと50ページをご覧ください。核都市や地域の連携を生かした市街地・住宅地として、府中、分倍河原、府中本町、中河原、東府中、西府、多磨、多磨霊園、是

政、府中基地跡地の10地域について、記載のとおり将来像を掲げております。地域の選定につきましては、府中市都市計画マスタープランにおける中心拠点の府中と、駅を中心とする地域拠点に加え、土地利用の転換が見込まれる府中基地跡地としております。また、各市街地の将来像につきましても、府中市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画等と整合が図られた内容となっております。

最後に改定の流れについてご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

本都市計画の改定にあたっては、本年3月、東京都が作成した素案について意見照会がありました。本年5月に東京都において、東京都都市計画審議会へ中間報告が行われた後、原案の縦覧及びホームページでの意見募集が行われ、19名の方から意見が出されましたが、府中市民からの意見はなく、本市にかかわる意見はございませんでした。その後、本年6月から7月にかけて原案に対する公聴会が開催されております。そして8月1日付で東京都より都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、本都市計画案についての意見照会がございましたので、本審議会の後、東京都へ回答する予定でございます。なお、本年9月19日から10月3日までの2週間、東京都及び府中市を含む各市町村において、本都市計画案の公告・縦覧を行っており、本市にかかわる意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、11月の東京都都市計画審議会の議を経た後に、都市計画決定し、年内に告示される予定でございます。

います。なお、本件につきましては、多摩部全域におきまして、同様の経過、手続で進められているところでございます。

以上が変更案の説明となります。

【塩澤計画課長補佐】最後に、本都市計画の変更に対する市の意見や考え方でございますが、この変更案は、社会経済情勢の変化、また、今日の社会要請に対応したもので、本市の都市計画に整合しております。したがって、本議案は東京都からの本都市計画案に対する意見照会に対し、本市の意見は、都市計画案のとおりで異議ありませんと回答いたしたくお諮りするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【議長】ありがとうございました。ただいま議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

ご質問ありますでしょうか。 委員。

【委員】まずは、今回の計画が平成37年までということになっていますけども、前回はいつごろ改定とか見直しがあったのか、あるいは何年おきにこういうことをやっているのかというようなことについてまず教えてください。

あと、タイトルなんですけど、多摩部というのは多摩部と区部と2つということ考えていいんですか。島しょというか島のほうとかは対象外ということかどうかお尋ねします。

あと19都市計画都市計画区域となっているんですけども、今回いろいろ説明を聞いていますと、都市計画は一体でやって区域

を19の区域でというふうに聞こえるものですから、この名前のつけ方、東京都がつけたからしょうがないんだらうとは思いますが、考え方として、多摩部の都市計画で19都市計画区域というほうが正しいんじゃないかというふうに思うんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。特に今回の説明の中でも、都市計画は府中を含めて一体にして、区域を19ということだから、名前に少し異論があるんですけど、そのあたりどう考えるかということなんです。

それから、一応府中市の都市計画の考え方とあっているんで異議はないということで、それで理解はするんですけど。例えば、今年から第6次府中市総合計画がスタートして、その府中市の総合計画との整合性というようなところで大差はないという理解でいいのかなというふうに思うんですけど。例えば、人口の見通しとかが入っていましたよね。府中市を含めて減っていくような計画になっていますよね。総合計画では府中としては、今後少しずつふえていくというような計画になっているんだと思うんですけど、そのあたりの整合性というのは、どうなのかなというふうに思ったんで、そのあたりをお尋ねします。

最後にもう1点、東京都はこれだけ出してきて、当然府中市としても積極的に、この考え方に異議はないということで進めていただくというのがいいんだらうなというふうに思うんですけども。東京都としての予算的な措置みたいなのは何か考えているんでしょうか。形だけ出して、府中市でやることは府中で自分の金でやってくださいというふうなことだと、いろいろと問題があるんじゃないかと思うので、これだけの計画を出したことに對して、東

京都として今後10年間にわたって、それなりの予算措置をやるんだという裏づけあるのかどうか。そのあたりについてお尋ねいたします。

【議長】 ただいま 委員のほうから、5点質問がございました。順を追ってご回答を願いたいと思います。

【塩澤計画課長補佐】 前回の改定でございますが、平成16年4月に改定されておりました、今回その間10年間、計画期間がありまして、平成16年から平成27年度の計画期間をもちまして、平成16年4月22日に都市計画決定されております。その間10年間、今までこの案でありまして、先ほどご説明したように、いろいろな社会情勢の変化がありまして、今回の変更に至った経緯となります。

それから、島しょ部に関しましては6地域ありまして、大島都市計画、八丈都市計画、三宅都市計画と神津都市計画、新島都市計画と小笠原都市計画区域の6島しょ部の都市計画。

【委員】 島しょ部というのがあるんですね。

【塩澤計画課長補佐】 そうです。このタイトルというか名称の件でございますが、先ほど東京都の案の都市計画の決定になりまして、整備、開発の保全、3つありまして、いわゆる東京23区が東京都市計画区域という区域になっておりました、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という名称と、今回多摩部19都市計画、資料にもありますけど、その都市計画の19の都市計画が集まった都市計画区域の整備、開発の保全の方針と、先ほど申し上げた6の島しょ部がありますので、その島しょ部6都市計画という位置づけにしておりました、東京都の名称の考え

方で今回変更のタイトルになっているものでございます。

また、人口の関係でございますが、総合計画は平成33年25万9,000人という数字になっておりますが、今回の東京都さんの考え方、これは国勢調査に基づく基準人口をとっておりますし、今最新のいろんな社会情勢の動向を踏まえて、こういう数値になっていると伺っております。

最後に予算措置の関係でございますが、これはいわゆるマスタープランということでありますので、整備事業になったときには、この計画案に即した都市計画決定をして事業を進めていくこととなりますので、その中での個々の事業が対応していく形になるのかなと思っております。

以上でございます。

【議長】 5点、回答がありました。

【委員】 大体状況はわかりました。10年ぶりということなんで、その件については了解をいたしました。

名称の件については、東京都が決めていることなんで、島しょ、島のこと言ったのは、最初の説明のときに、部について、確か資料に多摩部と区部という2つだけしかなかったんで、島しょもありますかということでお尋ねをしたんで、わかりました。島しょ部もあるということで理解をいたしました。

名称の件については、東京都が決めて、そうだとは思っただけど、説明を聞いていると、今回、都市計画は1本にして、区域を19ということで作るようにしたんで、この19という数字を都市計画と都市計画区域の間に入れたほうがわかりやすいというか正しいのかなというふうに、ちょっと思ったものですから、機会

があったら、そんな意見もありましたというふうなことを出していただければということだけ申し上げておきますので、よろしくお願いをいたします。

あと、人口等の関係についても、大体わかりました。そんなに大差があるわけではないというふうに思いますので、結構だと思っただけです。さっき説明の中で、人口は減る傾向なんだけども、それぞれの産業の就業、従事する人口はちょっとふえているというふうになっていましたよね。それがよくわからなかったんですけど。全体の人口が、府中市の人口が減るのに、第三次産業とかの人口は、これ数千人ですけど、ふえていますよね。今後、人口、私の予想だと人口少し府中もふえるんじゃないかというふうに私は思ったんですけど、東京都は減るんだということで。減るにもかかわらず第三次産業に働く人はふえるというのは、少し矛盾があるなというのを感じましたので、機会があったら、そのあたりの理由について聞いておいていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。表のところですね。15から19ページぐらいのところ、府中市だけ人口はちょっと減る傾向だけど、府中市の産業就業構造というところについては微増ですけど、人口減るにもかかわらずふえているということについて、不思議だなと思ったものですから、もし回答できるんだっただけならしていただきたいと思います。そうでなければ東京都のほうに何かの機会に確認いただければというふうに思います。

あと最後の予算の関係については、やはり東京都がこういう形で出してきたということで、異議がないということについては、それでいいかと思うんですけども。このことを府中市として積極

的に推進するにあたっては、それに基づいた予算措置、予算配分をしっかりとやっていただいて、きちっと府中として取り組むべき事業に対して、補助金なり、しっかり出していただきたいということをお願いしていただければということで、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

【議長】 委員の中で1点だけ、もう一度お答えをしていただきたいのが、府中市の人口と産業とのつながりがあるんですが、それをもう一度いいですか。

【楠本計画課長】 人口の関係でございますが、まず東京都の人口想定の関係ですが、総務局のデータを使って、府中のほうもコーホート法だったと思いますが、それで人口算定していますが、もうちょっとマクロな捉え方をしております。国全体の人口の動きも見ながらというところは同じなんですが、少しマクロな部分でいくと、減るという傾向を示しているということです。総合計画のほうと都市計画マスタープランは総合計画のデータを使っていますが、そちらにあわせてあるんですが、国、都の見解も見ながら、ここで都市計画マスタープラン改定も4年かけてやりますので、そういった中で少し微調整があるのかからないのか。これなかなか、今ちょっと人口の増減がターンしている時期で想定というのが非常に難しい時期に来ております。東京都はマクロな部分で捉えながら、各都市計画、19都市計画に割り振っているという考え方になっていきます。それから、このマスタープラン自体が、人口は減るんだけど、集約して、公共サービスは落とさないんだというつくりでいっていますので、その中の人口の就業者の部

分が減るわけじゃないんだというような捉え方をしています、
就業者人口のほうは増えるんだよと。そういう考え方をしている
ということでございます。

それから、予算の関係です。これは事務レベルで調整をさせて
いただいた中で、予算は大丈夫なのかという話をさせていただ
いているんですが、マスタープランなので財政フレームを示すもの
ではなくて、その事業ごとにしっかり市と相談しながら、いろい
ろな補助制度もございますので、そういった中で対応するんだと
いうことを聞いております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございませ
うでしょうか。 委員。

【委員】 この49ページのところが府中市の部分なんですけど、
このそれぞれの駅と、それから府中基地跡地についてなんですけ
ど、この駅の部分と府中基地跡地というところについての表記と
いうのは、これは府中市のほうで書かれて都に提案されているわ
けですよ。その経緯を伺いたいのと、それと、読んだ感想なん
ですけれども、すごくパターン化されているかなというイメージ
を持ったんです。ほかのところをいろんな表現があったり、1つ
だけではなく2つぐらいポチがあったりという中では、すごく表
現、駅周辺とは、市街地の形成で終わっているみたいなことで、
ちょっとパターン化されているかなというイメージを持ったんで
すが、これはこれで何か意味があるのか。それと駅周辺じゃない
ところはどうするのなんて、ちょっと思ったりもしたんですけれ
ども。そういう意味で何か事情があるのかについて伺いたいとい

うことです。お願いします。

【議長】 委員から1点、形成なんですけどね。府中駅並びに駅の抽出についてはこういうパターンなのか。これは府中市のほうから要望したのか、それとも東京都側からこういう形なのかを含めてお答え願いたいと思います。

【塩澤計画課長補佐】 49ページの駅周辺の件ですが、これは府中市都市計画マスタープランの拠点整備の方針のところに、中心拠点と地域拠点というものがあまして、そこに位置づけられております拠点のことを、ここに盛り込んで、資料として東京都に提出した経緯でございます。あとそれに府中基地跡地に関しましては、今、保留状態になっておりますので、そこも含めた形で中心拠点と地域拠点と府中基地跡地をあわせて出させていただいて、このような形で出させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

【委員】 あくまでも府中市の都市計画がもとであって、こちらが上ではないということですね。そういうふうな表現だったということなんで、わかりましたけど。

ちょっと文章表現についてなんですが。例えば、分倍河原とか市街地を形成、中河原、市街地が形成とか、ちょっと混乱しているんですけど、これはこれからこのままなのか、直されるんでしょうかということです。文章、市街地が形成というのは変かなと思ったんですが、いかがでしょうか。市街地が形成というのは中河原と東府中と幾つかあったりするんですね。まだ、これから多少、ほかのところも含めて変更されるんですね。

【議長】 いかがですか。

【塩澤計画課長補佐】 確かに中河原に関しまして市街地が形成で、ほかの地区に関しては市街地を形成というところなんですけども、この辺の文言等の修正は、これは東京都と調整させていただきたいと思います。

【議長】 最後の言葉の件、調整はいたしますと言っています。ほかにご質問は。 委員。

【委員】 今のところなんですけども、府中市都市計画マスタープランで掲げられている項目と、文言的にもこれと大体同じなんですか。現行の府中市都市計画のマスタープランの文言と同じと考えていいんですか。かなり変わっていますか、文言上。

【議長】 いいですか。府中市のマスタープランの文言と、今回提案されたこの文言と使い勝手が大分違うのか、全く同じような考え方なのか。

【塩澤計画課長補佐】 都市計画マスタープランと文言は全て一緒ではございませんが、趣旨、要素は整合させていただいているということでございます。

【議長】 何か不都合がありますか。

【委員】 核となる部分が変わってなければ問題ないと思います。

【議長】 ほかにご質問ありますか。 委員。

【委員】 府中市の市民の1人として二、三意見を述べさせていただきたいと思います。

主にこの基本理念についてなんですけども。一つは、この都市計画の中に、ここに書かれている、大雑把で申しわけないですけど。例えば、府中市駅周辺とか分倍河原でいろいろ計画から内容が違ってきていますけれども、私はそこにもう1点、この都市計

画において、人間の一生というものに、一生に対応してどういうまちづくりをするかと。だから、生活というのは、この文字どおり、生き生き生きるということですよね。ですから産業も大事ですけれども、そこに住む人間が、例えば、20代の人にとっても生き生き生きられるまちであり、50代、60代、70代の人も生き生き。そうすると当然20代の人と70代の人では若干そういう意味では商業地と生活地の違いみたいな形で、若干都市づくりが変わってくるんじゃないかと。だから、その一つのキーワードを商業地、生活地とか何とかという、そのもう一つ人間の一生というものに対応する都市づくりが考えられないだろうかということ、ちょっとご検討お願いできないかなと。

それから、この多摩部19都市というのは、非常にいい構想だと思うんです。というのは、この19都市で共通しているいろいろなものがあります。例えば、多摩川というのが多摩の市の幾つかにかかわっておりますし、それから街道も幾つかそうですね。そういうものと、これから一体になって共同していけるんじゃないだろうかということでは、例えばの話ですね。この緑の豊かなという緑たくさん書かれてるんですが、じゃあ緑って何だと。例えば、府中市の緑と言ったら、例えば、ハナミズキであり椿であり何とかという府中市の花とか木をメインにした都市づくりをすれば、今後19都市のそれぞれの市にそれぞれの木があり花があるとしたら、そういうものを主体的に緑化していくような緑道だとか、そういうものをつくったら、この多摩部19都市という意味も、一つの具現化の方法としてあるんじゃないだろうか。ちょっと細かくて申しわけないんですけど、そういうこととか。

それから、個々にこの都市計画で足りない一つが、人口減少だとか防災関係、いろんなことを盛り込まれている。細かいことはわかりません。ただ一つ足りないのは、エネルギー生産について書かれてないんですね。私は、たまたまこの19都市ということで言われてますので、例えば、多摩川のある河川の一帯を、狛江市から何からずっと奥多摩のほうまで上っていくときに、何か太陽エネルギー生産みたいなものが、そういう構想ができないだろうか。その下の場合によっては、散歩道というか通路になっているような形の、何かそういう上にアーケードみたいなかわりに太陽光発電のパネルがあるとかという、そういう構想ができないかなと、そのエネルギー生産ですね。

それからもう一つは、先ほどもありましたが、人口減少、人口減少で数がどうだこうだと。それは予測ですからわかりません。ただ、私はこの人口減少というのは、何も否定的に考える必要は全くないと思うんです。人口減少することによって、今までの既存のものよりも、もっと質的によいものになっていく。今の状況で例えば人口が減ったら、ラッシュアワーも少なくなるだろうし、交通量も少なくなる。もっと住みよい、人の生活に質的向上が図れるんじゃないだろうか。だから、人口減少したから国力だ資力だ豊かさがマイナス。当然そういうものは出て来るかもしれませんが、それは科学技術だとか、技術革新だとか、そういうもので補っていけるんじゃないだろうか。だから、もう少し人口減少について、ただ数がどうのこうのと言うんじゃなくて、もっとその意義を質した都市計画ができないだろうか。

それから、都市像の一つとして私は入れていただきたいのは、

この基本理念にも、魅力あるとか、生き生きとか、これは魅力あるというのは、他人様があの府中市は魅力ある都市ですと、こういうふうになって。実態は府中市の計画をつくらなくちゃいけないわけです。どういう都市が魅力。これは言葉、先ほどの言葉のてにをはじゃないですけど、そういう意味ではこれ意味なしではないと思うんです。魅力的というのは、何々があるから魅力、あるいは何々だから魅力的なんだと。あるいは何々で生き生きしているんだと。こういうような何々を我々含めて検討していただきたいなと思います。

それから、都市の中に魅力的だとか生き方、都市自体が生産的でなくちゃいけないと思うんです、何らかの形で。生産というのはものをつくって利益をどうのとそれだけじゃなくて、プロダクティブという、そういう意味の生産的な生き方とか都市というものをつくらなくちゃいけないだろう。それはイコール創造的というか、そういうものの概念も都市の構想の中に入れていただきたいなと思うんです。

それから、最近の医療とか福祉の問題についても、やはり都市部には無縁のものじゃないと思うんです。だから例えば、府中市が先端医療の市だと言ったら、どこからでもひょっとしたらたくさんの方が、住んでなくたって、他市からたくさん来ますよ。あそこの病院に入院したいとか、あるいはあそこの先端医療を活用したいとか。あるいはひょっとしたら、その先端医療を自分のところで何とかしたいとって、輸出じゃないですけど国内輸出もできるだろうし、海外輸出もできるかもしれない。そういう医療関係とか、もう一つは福祉。今は高齢化社会。高齢社会、何か

厄介者のように言っていますけれども、そうじゃなくて、我々全体、高齢者、本当に考えなくちゃいけないわけなんですね。そのことで現状をもう少し把握してもらって、高齢化の福祉都市というものについて、もうちょっと概念を入れてもらいたいなと。

だから最近、これは他市で申しわけないんですけど、この前の10月6日の読売新聞で武蔵村山でスポーツ都市宣言をしたという新聞記事が載っていました。だけど、これはちょっと、確かにオリンピックがあってどうのこうのと。私、府中市がこういう都市宣言をされたら、私は府中市に住みたくないなと思っちゃいますね。というのは、我々の問題として、スポーツやって筋肉鍛えて70だから70の世界記録をつくるなんて、そういう考え方はちょっとおかしいと、おかしいというと変ですけど、そういうことは多くの人にはできないんじゃないかと。そういう意味で、私としては具体的には何も言えませんが、概念的、理念的なこと、もう少しご検討していただけないかなというのがお願いです。

【議長】 ありがとうございます。大変次元の高いご意見をいただきました。東京都が目指すべき将来像、これは5ページにありますが、これが中で一番最後の6ページあたりの、これが今のお答えになるんじゃないかと思えますけれども、何か、よろしいですか。3項目ありました。

【楠本計画課長】 今回議案にさせていただいています、市の意見、異議なしということも議案にさせていただいています。今回の東京都が提示しているものというのはマスタープランになります。このマスタープランというのは、東京都全域の中で多摩部を東京都という大きな視点から見て、概念的に、環状メガロポリス構造

にするですとか、こういう誰もが住みやすいまちをつくらなきゃいけないですとか、人口が減っても、人口が減ったからといってマイナスで捉えているのではなくて、都市計画ですから、都市を集約的に再編しながら、それに対しては都民、市民に対しては水準の高いサービスを提供していくんだとか、そのプラスの考え方が述べられています。これはあくまでマスタープランで、それぞれの施策については、例えば、府中の都市計画については、府中市の都市計画マスタープランのほうに委ねられておりますので、今、お聞きしたご意見につきましては十分考えながら、マスタープランの再編を今、取り組んでおりますので、そういったところにも反映したいと。政策課の課長補佐もおりますので、市民委員のご意見はお承りできると思いますので、そういった中で、これからも市の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。今、お話のお答えをしたんですけど、どうですか。 委員、これにつきまして何か参考意見をいただけますか。

【委員】 今、ご回答ありましたように、東京都として大きな形でマスタープランというものをつくっています。今、委員からお話があった、医療のお話だとか、花のお話だとかというのは、ある意味、例えば、街道に沿って緑をやっていこうというのは、景観のところですか、緑のところでは19都市計画の中で多摩川、それから国分寺崖線をしっかりとやっていこうとかいうような個別の取り組みとして出してきたということでは、19一体にマスタープランをつくっている意味というのはきっとあるんだ

ろうなというふうに思っています。その中で、やはり個別の都市計画というものに、都市計画区域に即して、今度は府中市なり、ほかの各武蔵野市なら武蔵野市さんなりが一つ一つ都市計画、自分のところに即したものをまた加えていくということになるんだろうなというふうに思います。先ほどありましたように、魅力的な都市というのは、それぞれの地域で違うんだと思います。今、おっしゃったように武蔵村山市さんは、スポーツ都市にして、市民運動としてスポーツをやることによって市民が高齢者になっても健康で暮らせる市になりたいということではないのかなと私思っているんですけども。

そういったような中で、例えば、人口減少になっていったときに、今、人口の山というものが平ら、丘みたいな感じ丘陵地みたいな感じの絵が描いてありますけれども、それによって、やはり何新聞だか私も忘れちゃいましたけども、コミュニティバスが立ち行かなくなったとか、値上げしなきゃいけなくなってしまったと。そういうものを、それは路線をいっぱい出して幅広くやっていかなきゃいけません。それをもうちょっと集約化することによって、そういうものを維持し、さらに発展させることによって、まちの活力、魅力というものが維持できるんじゃないかとか、そういったことは、それぞれの地域によって変わってくるんだろうなと。魅力の出し方というのは、これからまたこの都市計画審議会でも議論していただくことになるんじゃないかなというふうに。あくまで多摩全体の中で魅力を高めていこうじゃないかということだというふうに。

それによって、例えば、就業人口のお話もございましたけども、

この中で、その府中都市計画区域の中の人ばかりではなくて、就業者を集めてくることもできるんじゃないかなということですね。魅力があれば、当然買い物に来る方もいらっしゃるんですけど、働きに来ていただくこともできるわけで、そういった意味でも、府中市全体の魅力が上がる。これは商業なのか住宅なのか。それから太陽光なりエネルギー、最先端医療なのか、ちょっと私には、これから議論していただくことになるんだと思いますけれども。やはりそういった意味では、その最初の部分が東京都の都市計画マスタープランじゃないかなと思います。

以上です。

【議長】 委員、ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。 委員。

【委員】 今、皆様のご意見を聞いていて思ったことから、また私の意見を申したいと思います。

何人かの方から、これ考え方としてパターン化されているような気がするというようなお話があったんですけど、全体の考え方として確認をしておきたいのは、これまで東京都のマスタープランがあって、市のマスタープランがあって、そこにこの、その間に多摩19都市計画というのが示されたという考え方で、私はそういう理解をしたんですけども。その下に、これに基づいた府中市の都市計画マスタープランが、それぞれのまちの特性によってつくられるというふうに理解をしていいのかどうかというのを1点教えてください。

それからもう一つは、この目指すもの、東京の都市づくりビジョンの目指すものというのをざっと見てみますと、環状メガロポ

リス構造を目指しているということが最初に書かれておりますが、それが先ほどの駅が書かれて、府中の都市計画が駅が9個並んで、プラス府中基地があるという、そういう形状になっているんですけども。それは環状メガロポリスから発生して、交通結節点を中心にしたまちづくりというふうに、これが打ち出されているのが一つの特徴というふうに、私は感想を持ったんですけど、そういう考え方で捉えて、単純にですよ。そういうふうに思っただけでよろしいのでしょうかというのが1点。

それからもう1点は、先ほどホームページで意見を聞いたということで、19人の意見があったと。本市には意見がなかったということなんですけれども、他市には19人で何件ぐらいのご意見が、主にどういうご意見があったかということと、9月、10月の公告、縦覧のときにも、本市にはなかったと先ほど言われたんですけど、他市にはあったと思いますが、それについてはどんなご意見があったのかということと、大きく3点教えてください。

【議長】 3点ご意見がございました。ご回答お願いします。

【塩澤計画課長補佐】 まず資料4ページの次に都市計画区域マスタープラン体系図というものがございます。そちらをご覧になっていただければと思います。すみません、画面のほうで説明させていただきます。

今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というものは、府中市都市計画マスタープランのいわゆる上位計画というか、そちらの計画になっておりまして、その方針に基づいて府中市の都市計画マスタープランがその方針に基づいて即した計画にしなければならないというのが、都市計画法の中でちゃんと位置づけら

れておりまして、今の都市計画法に満たしているというプランになっております。そこに、個々の先ほど言った49ページの9つの府中駅周辺と府中基地を含めたプランが府中市都市計画マスタープランの中に盛り込んであるものを、また、その上位計画である今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のほうに、全て踏襲されて内容は同じ、要旨、核となるものは一緒になっているという状況になっております。

19名の公聴会の内容でございますが、公述人が区部、多摩部、島しょ部合わせて16名申し出ありまして、その19名の主な内容といたしましては、改定の基本的な考え方ですとか、東京が目指す都市構造についてですとか、ゾーンごとの将来像、道路ネットワーク、都市計画道路見直し等について、そういった意見が出された。その中には府中のことにかかわる意見に関しましてはございませんでした。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

【委員】 よくわからなかったんですけど。要するにこれ新しい計画だというふうに書いてあって、旧の都市計画が19都市計画で集約されて一体の計画になったというのは、東京都の計画の中で、こういう位置づけになったんだという理解をすればいいということなんですね。わかりました。

そしたら、2回目で言いたいことなんですが、やっぱり当然交通結節点の問題とか、都市づくりは非常に大事な問題というふうに思います。ただ、環状メガロポリスというものが多摩部のほうにも波及されてきているのだと思うんですが。それで、各市区町

村が、それが、この計画によって縛られるものなく、個性というか特性を生かすまちづくりになってほしいというふうに、私どもは思っているところなんです。ですので、これが出されたといっ
て、まちづくりが一層、どうもまちづくりは鉄道に沿ってどんどん大きな建物が建っていくようなものが三多摩のほうにも出てくるというような、そういうものだけではないと思われま
すので、先ほどいろいろプランを幾つも言われた先生のような、こういうものも含めた府中市のプランであってほしいなというふうに私は願います。

意見としたしまして、私ども、東京都のほうで、やはりこういったまちづくりについては、こういうものが出されて縛るものであってはならないというふうに思っておりますので、それにさらに広域的観点から、こういう一体的な、どちらかというパターン化されたもので示すというよりも、やはり個々の市にあうような特性を生かしたまちづくりというものを進めていただきたいというふうな観点もありまして、これには反対をさせていただきます。取り扱いよろしくお願いいたします。

【議長】 わかりました。先ほど 委員からお話あったとおり、やっぱり府中のマスタープランというのは一つの大きな柱ですから。それが無視されることはほとんどないと思いますので。

【委員】 それも踏まえまして。

【議長】 ほかに何かご質問は。 委員。

【委員】 今、府中市のマスタープランが出来上がって、この都市計画、19都市の都市計画ということで、これで大きく府中市のマスタープランが変えられることはないんですよ。もし何か変

えられることがあれば教えていただいて。ないというふうに考えてよろしいんですね。

【議長】 よろしいですか。

【楠本計画課長】 委員ご質問のとおり、今回の東京都の区域マスタープランにつきましては、今回、法定ですから、ここで市の都市計画審議会に意見を諮っています。2年以上をかけて東京都と調整をさせていただいております。その中で府中市の都市計画を踏まえ、府中市の都市計画マスタープランも踏まえた中で策定しておりますので、今の市の都市計画を阻害するようなつくりにはなっておりません。したがって、今、現在市の都市計画マスタープランは改定を行っておりますが、これは総合計画等に準拠するための時点修正ということで、また、それにつきましては、今後、都市計画審議会のほうにもご相談させていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ほかにご質問ありますでしょうか。 委員。

【委員】 市民委員の ですね。確認ということで申し上げるんですが。7ページの中核拠点、生活拠点、生活中心地と3つに分かれていまして、府中市は生活拠点に入っていますね。あと三鷹市、調布市も入っています。八王子は中核拠点と、そういうことに入っています。あと8ページを見ますと、ゾーンごとの将来像ということで、府中市は核都市広域連携ゾーンと、そういうことに入っております。三鷹は都市環境再生ゾーン。調布は都市環境再生ゾーンプラス核都市広域連携ゾーンということで書いてありますが。私も京王線あるいは中央線、あるいは南武線、いろいろ頭巡

らしていたんですが。それで、これどういう形で分けたのかなと。そういうことで私なりにしたんですが。その辺がちょっとどういう形で、都のほうがこういう書き方をしたのか。あと最近なんでも格付けが流行っていますんで、府中市がこれ8ページから見ますと、3番目に入っていますね。これ3番目の核都市広域連携ゾーンと言いますと、駅の大きさとか、あるいは最寄りの京王線とか中央線とか南武線とか、いろいろ比較しますと、いろいろ特色がありますので、どのほうがどう選んだのか、その辺はどのような意見があったのかということも、もう一度確認したいなと。それだけです。最近格付けが流行っていますので。府中市もどうか頑張りたいと思っておりますので。それを確認したいと思ひまして申し上げます。

【議長】 委員からのご質問です。お答え願います。

【楠本計画課長】 これは東京都から格付けされているわけではないんですね。都市計画でございますので、過去からの集積等がございます。この6ページの右側の図面、半分から下にゾーン区分図というのがございますが、これは要するに港湾側ですとか、あと環状メガロポリス構造を展開する東京都の要するにビジネスなどまちの中心のことですね。そういったところと、そことのつながりの中で、かつては近郊整備地帯、緑を帯状に配置していくんだと、40年以上前からあるそういう考え方ですとか、そういったものを踏襲しながら、東京都が各地域の特性にあわせてゾーニングしたものでございます。したがって、府中が生活拠点で、八王子が中核拠点になっていますが、これは格の違いを表しているのではなくて、各交通結節点の乗降客を含めたいろいろな特性

に応じて、こういう役割分担というのが決められてございますので、東京都が格付をしたわけではなくて。ちょうど7ページの左側にも集約型の地域構造の再編イメージというのがありますが、これまでのマスタープランでは割りとのっぺりつくられていたものを、もっと地域の特性を各市町村のマスタープランに委ねて、もっとめりはりが効いた都市をつくって集約型にして、人口減の少子高齢化社会になっていきますけども、活力のある東京にしていきたいんだと、そういうことで組み込まれたプランです。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

【委員】 よくわかりました。私も格付けとか、そういうあれで申し上げたんではないので。ただ何かそのような、駅の大きさ、バランスを考えてみて、何か違うかなと。そういうあれで。これに対して、都に対して各々のしっかり意見がなかったかなと、そういうあれもお伺いしたいなと思って、以上ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。ほかにご意見ありますでしょうか。

【議長】 ないようですので、今回賛否両方ありましたので、多数決で決したいと思います。

第1号議案、多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見を議案のとおり決することで賛成者の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【議長】 賛成者多数ということで、第1号議案は可決されていた

だきました。大変ありがとうございます。

続きまして、日程第2、その他ということですが、事務局から何かございますでしょうか

【宮本公園緑地課緑化推進係長】事務局から1点、府中都市計画生産緑地地区の変更予定について、ご報告させていただきます。

今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されているものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料と入っております府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定についてによりご報告させていただきます。

次ページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

はじめに1ページ、地区名は若松町地区、場所は新小金井街道東側、都立浅間山公園の南西側に位置する地区でございます。

続いて2ページ、地区名は分梅町地区、鎌倉街道の南側、京王線の西側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成27年度に開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】ありがとうございます。報告がございました。この件につきまして報告了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【議長】ありがとうございます。なお、委員の皆様方から何かご

提案ございますでしょうか。

ないようですので、本日の日程は全て終わらせていただきたいと思います。

委員の皆様方には、大変ご多用の中をご出席いただき、また、貴重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3 時 1 8 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員